

住居表示実施区域に建物を新築・改築される方へ

住居表示実施区域内において建物の新築・改築を行う場合、住居表示番号を決める届出が必要になります。

届出がない場合、住所の異動（転入・転居）の手続きができませんのでご注意ください。



1 届出方法について

(1) 申請者

建物の所有者、占有者及び管理者等（建築業者含む）

(2) 届出時期

建物引渡しの **1 か月前**を目安とし、建物外観や玄関の確認ができるようになってからお届けしていただいております。

(3) 必要書類

ア 届出書（上山市ホームページ「住居表示実施区域に住宅を建てられる方へ」のページで印字していただくか、市民生活課窓口においてお渡ししております）

イ 案内図（付近見取図）

ウ 配置図（縮尺 1/100 または 1/200）

エ 平面図

オ 土地登記事項証明書（土地地番がわかる資料）

(4) 付番通知書・プレートのお渡しについて

現地調査を行い、概ね **1 週間から 10 日程度**で住居表示番号を決定いたします。

その後、「付番通知書」、「プレート」をお渡しします。

なお、郵送希望の場合については、届出の際、返信用封筒（切手貼付）を必要書類に加えて提出していただきますようお願いいたします。

(5) 届出窓口

〒999-3192 山形県上山市河崎一丁目1番10号

上山市役所 市民生活課 市民記録係（3番窓口）

電話番号 023-672-1111（内線 112）

～ 住居表示実施区域一覧 ～

朝日台一丁目	金生東一丁目	新丁	松山一丁目
朝日台二丁目	金生東二丁目	新町一丁目	松山二丁目
旭町一丁目	軽井沢一丁目	新町二丁目	松山三丁目
旭町二丁目	軽井沢二丁目	新湯	美咲町一丁目
旭町三丁目	河崎一丁目	鶴脛町一丁目	美咲町二丁目
石崎一丁目	河崎二丁目	鶴脛町二丁目	南町
石崎二丁目	河崎三丁目	十日町	元城内
石堂	河崎四丁目	長清水一丁目	矢来一丁目
御井戸丁	北町一丁目	長清水二丁目	矢来二丁目
大石一丁目	北町二丁目	長清水三丁目	矢来三丁目
大石二丁目	北町本丁	葉山	矢来四丁目
金生一丁目	けやきの森	東町	湯町
金生西一丁目	栄町一丁目	二日町	八日町
金生西二丁目	栄町二丁目	弁天一丁目	四ツ谷一丁目
金生西三丁目	沢丁	弁天二丁目	四ツ谷二丁目

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

提出日を
記入して
ください

上山市長 山本 幸靖 様

住所 山形県上山市河崎一丁目〇番〇号
申請者
氏名 上山 太郎
電話 (023) 672 - 〇〇〇〇

届出人の住所、
氏名(署名、印字の場
合は押印)、電話番号
を記入してください
※建設業者の方が申
請する場合は、担当者
のお名前も記入して
ください

届 出 書

次のとおり、住居表示を必要とする建物、その他の工作物を新築したので、
上山市住居表示に関する条例第3条第1項の規定により、届け出ます。

記

- 氏名・名称 上山 太郎 } 建築主や建物の名称を記入してください
- 新築の場所 上山市河崎一丁目〇〇番地 } 建物の所在地(土地地番)を記入してください
- 新築の種別 住宅 事務所 事業所 店舗 その他() }
4 新築の期日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 } 建物の引渡日、工事の完了日
等を記入してください

新築の種別

種 別	内 容
住 宅	住宅を目的とする建物及びこれに類するもの ※共同住宅を含む。共同住宅の場合、アパート名、階数、入居予定戸 数、部屋番号をお知らせください。
事務所	官公署、各種法人の事務所及びこれに類するもの
事業所	工場、作業所、倉庫及びこれに類するもの
店 舗	デパート、商店及びこれに類するもの
その他	公共施設(学校、病院、博物館、福祉施設及びこれに類するもの)
	観覧のための工作物(野球場、競技場及びこれに類するもの)
	地下又は高架工作物(地下室、記念塔及びこれに類するもの)

お問合せ先 〒999-3192 山形県上山市河崎一丁目1番10号
上山市役所 市民生活課 市民記録係(3番窓口)
電話 023-672-1111(内線112)